



# 長野県報

6月13日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2275号

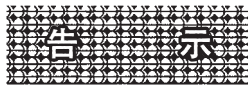
## 目次

### 告示

事務処理規則に基づき平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)変更の届出(会計課).....	2

### 公告

特定調達契約に係る落札者の決定(会計課).....	2
---------------------------	---



## 告示

### 長野県告示第433号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の6の(2)の規定により、平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成23年6月13日

長野県知事 阿部 守一

市町村森林整備計画一斉変更支援事業補助金交付要綱(平成23年5月10日付け23森政第69号林務部長通知)の規定に基づく補助金

行政改革課

### 長野県告示第434号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安曇野市明科東川手14466から14468まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第435号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年6月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東筑摩郡生坂村大字北陸郷9196、9197、9212の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第436号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東筑摩郡生坂村9504の1、9515の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第437号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東筑摩郡生坂村大字東広津15947、15967から15969まで、15970の1、15970の2、15972、15973、15990の1、15990の2、15991から15994まで、16007から16009まで、16027の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第438号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成23年5月31日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成23年6月13日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新	長野LP協会佐久支部 支部長 寺島 繁	佐久市跡部65-1	佐久市跡部65-1 佐久地方事務所内
旧	(社)長野県エルピーガス協会佐久支部		

会計課



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年6月13日

長野県警察本部長 小林 弘裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
車両用信号灯器 1,035灯  
歩行者用信号灯器 950灯  
車両用矢印灯器 210灯
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成23年6月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 小糸工業株式会社 本社営業部  
(2) 所在地 横浜市戸塚区前田町100番地
- 5 落札金額  
73,305,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成23年4月25日

会計課